

## 税金サプリ

これで難解な税金もスッキリ

Z e i k i n S u p p l e m e n t

インターネット取引を監視する 専門税務調査官 大増員

# ネット取引調査チームを 200人規模に強化

暗号資産(仮想通貨)取引や“シェアエコ”もターゲットに!

国税庁は今年7月、全国に設置している電子商取引専門調査チームを母体にした200人規模の新たなプロジェクトチームを立ち上げることを発表しました。

新チームは、従来から目を光らせてきたインターネット取引を利用した無申告や申告漏れに加え、今年5月末の改正資金決済法の成立により仮想通貨から暗号資産に呼び方が代わる取引、シェアリングエコノミー(通称、シェアエコ)といった新たな分野の経済活動やビジネスに関する情報の収集、匿名性のある取引の解明などに取り組むために体制を強化するものです。

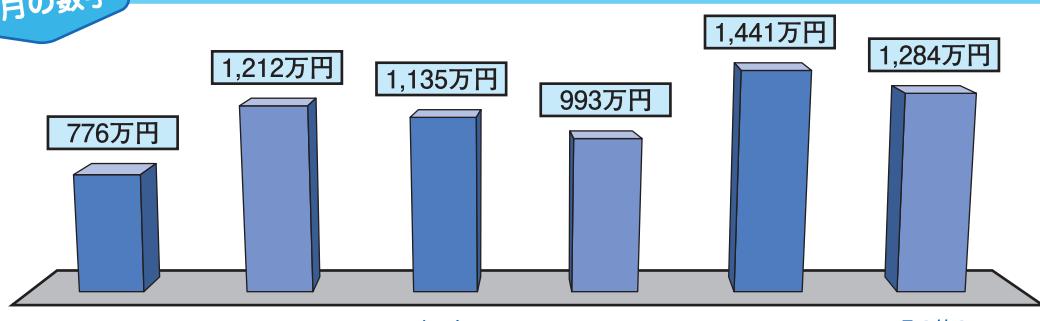


平成13年に東京国税局に設置された電子商取引専門調査チームは今では全国の国税局と沖縄国税事務所に置かれ、平成30年6月までの1年間では約60万件の情報を収集した実績があり、同期間にこれら情報をもとにインターネット取引をする個人だけでも2,015件の実地調査を行っています。

調査の結果、1件平均にすると約186万円、総額では約37億円を追徴課税していることが明らかにされています(下図)。株や先物取引、外為などのネットトレードは金額が大きくなる傾向があります。高額の億り人と呼ばれる暗号資産取引の調査も加われば、1件平均のさらなるアップが見込まれます。

### 今月の数字

インターネットによる取引タイプ別の1件平均申告漏れ額



ネット通販	事業主が商品販売のホームページを開設し、消費者から直接受注する販売方法	ネット広告	ホームページ、電子メール、検索エンジンの検索結果画面等を利用して広告関連の取引
コンテンツ配信	電子化された音楽、静止画、動画、書籍、情報等をダウンロード・配信提供する取引	ネットトレード	インターネットを利用して株や商品先物・外国為替等の取引
ネットオークション	インターネット上のオークション取引	その他	出会い系サイトの運営など

注目すべきは、新たなプロジェクトチームがターゲットとするインターネット取引の典型例を国税庁担当者が明らかにしています。

## 1 動画配信者の得たポイント

動画配信事業者を介して、一般視聴者に動画配信している人は、視聴者からプレゼントされたポイント（視聴者は動画配信事業者から購入）を換金できるのに換金せずに無申告だった。

## 2 暗号資産取引で得た利益

複数の交換業者を介した暗号資産取引により多額の売買利益を得ていたのに無申告。

## 3 プラットフォーマー経由の売買

転売サイトで購入したチケットを、ネットオークションに出品・売却して多額の利益を得ていたが、オークションサイトの決済口座を親族名義にして自分の名前が出ないようにした。

## 4 アフィリエイトによる広告収入

広告主と、自身のサイトに広告を掲載してもらいたい者を仲介するASPを通じて、多額のアフィリエイト報酬を得ていたのに無申告。

### 一口メモ プラットフォーマーとは？

特定のインターネットサイトなどの利用者を対象として、広告や販売等のビジネスを展開したり、情報発信したりする際のサービスやシステムといった基盤（プラットフォーム）を提供する事業者を指します。マイクロソフト・グーグル・アップル・アマゾン・フェイスブック等です。

### アフィリエイトとは？

成果報酬型のインターネット広告取引を指し、その取引の仕組みは、以下の4者間での取引となります。

- \*広告主：自社の商材をメディアに紹介して欲しいとASPに依頼し、広告費を支払います
- \*メディア：アフィリエイターと呼ばれる方々で、自分で保有しているwebサイトやブログにて広告主の商材を紹介することを請け負います
- \*ASP（アフィリエイト・サービス・プロバイダーの略）：多くのメディアを自社に登録させ、メディアに広告主の商材をインターネット上にて紹介させ、ユーザーによる購買成果が出た場合、メディアに対する成果報酬を支払う
- \*ユーザー：サイト訪問者で一般消費者、購入者



## 今月の Key Word シェアリング エコノミー

プラットフォーマーやアプリなどにより、モノやサービス、場所などを多くの人と共有や交換するビジネス

モノであればカーシェアリング、サービスであればタクシーの配車（相乗り）サービス、場所であれば民泊など。矢野経済研究所の調査では、シェアリングエコノミーの国内市場規模は、2015年度に約398億円だったものが、2016年度に約503億円まで拡大しており、**2021年までに約1,071億円**まで拡大すると予測している。

## ここがポイント

国税当局がプラットフォーマーのように仲介する事業者に対して、取引する者の氏名やマイナンバー等の必要な情報を照会する制度が令和2年1月から始まります。マイナンバーや法人番号で検索すると一網打尽にできる体制が整いつつあることに注目しておきたいところです。

